

議案第101号

大阪市印鑑条例の一部を改正する条例案

大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

印鑑の登録を受けることができない者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市印鑑条例 (抄)

(登録資格)

第 2 条 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。) により本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。ただし、成年被後見人 及び 15 歳未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。
意思能力を有しない者